

注記：本論考は日本国際問題研究所領土・主権・歴史センター国際政治史研究会委員の見解であり、日本国際問題研究所の見解を代表するものではありません。

戦間期日本の国際連盟外交

—集団安全保障との格闘—

樋口真魚

(成蹊大学)

第一次世界大戦終結後の1920年1月、国際連盟（以下、連盟）が発足した。連盟の画期的の一つとして、集団安全保障という新たな安全保障システムが導入された点を挙げることができるだろう。大戦後の国際社会では、勢力均衡を基調とする古典外交からの転換が目指されていたといえる。それでは、連盟を中心とする集団安全保障体制に対して、日本はいかに対応したのだろうか。本報告では、こうした問題関心に基づきながら、戦間期日本における国際連盟外交の変遷を概観した¹。

日本の国際連盟外交を集団安全保障への対応という観点から再構成したとき、三つの時期に区分することができるだろう。

まず第一期は連盟発足から満洲事変勃発（1920年1月～1931年9月）までの時期である。この時期の日本外交にとって、集団安全保障への対応は喫緊の課題ではなかった。その一因として、東アジアにおける集団安全保障の制度的基盤が脆弱であったことが挙げられる。第一次世界大戦後の東アジアでは、連盟・ワシントン体制・不戦条約という多国間枠組みが並存していたが、これら三者のうち集団安全保障が明確に導入されているのは連盟だけであった。

以上のような事情もあって、1920年代の日本外交は連盟の集団安全保障に対する期待が低かったように思われる。この点は軍部も外務省も一致しており、集団安全保障への対応という問題が国内政治において争点化する機会もなかった。他方、ワシントン体制の構成条約として知られる四カ国条約の交渉過程において、日本は同条約に規定される協議条項に対して漠然とした警戒感を抱いた。そしてこの協議条項は不戦条約の交渉過程を経て、連盟の集団安全保障を補完するものとして位置づけられるようになっていった。

第二期は満洲事変期（1931年9月～1933年3月）である。この時期の日本外交は満洲事変において対日制裁の危機に直面することで、集団安全保障を「再発見」したといえる。満洲事変が勃発すると、中国国民政府は日本の軍事行動を連盟に提訴した。日本は連盟による対日制裁の発動を回避するべく、理事会や総会において連盟規約の解釈論を展開することで、紛争解決手続きを有利に進めようとした。ところが、日本の主張は悉く否定され、次第に孤立を深めていった。他方で連盟は満洲事変を契機として、四カ国条約と同じくワシントン体制の構成条約たる九カ国条約や不戦条約との一体性を強めつつ、第一次世界大戦後の国際秩序を代表する存在へと脱皮した。

そうしたなか、外務省主流派のアジア派もこれらの多国間枠組みを一体的に捉えたうえで、連盟を中心とする大戦後の国際秩序の打破を掲げるようになっていった。とくにアジア派は九カ国条約に規定される協議条項（第7条）を根拠として、国際会議が開催されることを恐れた。国際会議において欧米諸国が日本の対中国政策に干渉し、最悪の場合には対日制裁が実施されることを強く警戒していたからである。満洲事変を通して、九カ国条約が集団安全保障の一環として認識されるようになったといえる。

第三期は満洲事変後から日中戦争勃発を経て連盟が対日制裁を決議するまでの時期（1933年4月～1938

¹ 本報告では拙著『国際連盟と日本外交』（東京大学出版会、2021年）および拙稿「第一次世界大戦後の東アジア国際秩序と日本外交」（『東アジア近代史』第27号、2023年6月刊行予定）の内容を基にしつつ、戦間期を通じた全体像の把握を試みた。

年9月)である。この時期の日本外交は外務省内におけるアジア派と連盟派の政策対立を抱えながら、脱退後の対連盟政策を模索していた。とりわけソ連の連盟加入(1934年9月)は外務省に大きな衝撃を与えた。これをうけたアジア派と連盟派の双方は、日ソ戦争勃発時にソ連が連盟を対日制裁へと誘導することを警戒するようになった。

1935年10月にエチオピア戦争が勃発すると、連盟はイタリアへの制裁に踏み切った。このことは、脱退後の対連盟政策の策定を促すこととなった。日本外務省内では、制裁に協力することで連盟と協調関係を築こうとする連盟派(「連盟と並存可能な脱退国」路線)と、制裁への協力を拒否することで連盟の集団安全保障体制を崩壊に導こうとする条約局(「連盟を排除した脱退国」路線)の間で路線対立が生じた。このとき外務省は後者を採用し、一旦は「連盟を排除した脱退国」路線に傾いた。ところが、ほどなく連盟派が巻き返しを図ることに成功した。モントルー会議(1936年6月～7月)という国際会議を契機として、外務省は連盟派が主導する「連盟と並存可能な脱退国」路線を採用することとなった。

このように外務省は省内の政策対立を克服し、「連盟と並存可能な脱退国」へと旋回したかに見えた。しかし、1937年7月に日中戦争が勃発すると、状況が一変した。日中戦争をうけた連盟は紛争審議を九カ国条約に委ねたため、九カ国条約の締約国会議(ブリュッセル会議)が開催された。日本は参加を拒否しながらも、この会議において対日制裁問題が審議されることを懸念していた。この過程で、外務省内では、連盟と九カ国条約はともに集団安全保障を通して日本を抑圧しているとのイメージが定着することとなった。その後連盟が対日制裁決議を採択すると、これまで連盟との協調を重視してきた連盟派さえも「連盟と並存可能な脱退国」路線の放棄を余儀なくされた。

以上の内容を踏まえ、国際機構および集団安全保障への対応は戦時・戦後においても重要な課題となり続けていたことを示した。具体的には、太平洋戦争期の外務省が普遍的国際機構および地域機構における集団安全保障の位置づけについて検討を重ねていたことを指摘したうえで、敗戦後の外務省もまた戦前期の経験を踏まえつつ「地域的集団安全保障機構」の創設を検討していたこと、そして冷戦の本格化によりアメリカ一国と安全保障条約を結ぶ方針に収斂していったことなどを論じた。